

郡山市新製品・新技術・生産工程に係るシステム開発等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業の技術開発力の強化を図るとともに、研究開発型企業の創出を促進することを目的として、公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構（以下「テクノポリス」という。）からの助成を受けた者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) テクノポリス助成事業実施要綱 テクノポリスが定める研究開発助成事業実施要綱（昭和62年11月4日制定）及び地域技術起業化助成事業実施要綱（平成2年4月1日制定）をいう。
- (2) テクノポリス助成金 テクノポリス助成事業実施要綱に基づく研究開発助成事業及び地域技術起業化助成事業に係る助成金をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者で、市内に本社又は主たる事業所を有している者及びこれらを主たる構成員とする団体又は共同研究グループ
- (2) テクノポリス助成事業実施要綱に基づき助成金の交付の決定を受けた者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、テクノポリスが定める研究開発助成事業実施要綱第4条又は地域技術起業化助成事業実施要綱第4条に定める経費のうち、既にテクノポリスから交付を受けた助成金の算定に含まれる経費を除いた経費とし、補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、テクノポリス助成金の交付決定の日から1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、テクノポリス助成金の額の確定通知を受けた日から30日又は事業が完了した日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) テクノポリス助成金の額の確定通知書の写し
- (2) 実績報告書等テクノポリス助成金の交付決定及び当該助成金の額の確定に当たり、テクノポリスへ提出した書類の写し

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。